

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

国民一般向け業務に係る令和 4 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 5 年 5 月 26 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

上 甲 肇 祐 ⑩

監査役

楠 美 信 泰 ⑩

監査役

山 田 雄 一 ⑩

監査役

三 田 祥 弘 ⑩

監査役

宮 城 典 子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

農林水産業者向け業務に係る令和 4 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 5 年 5 月 26 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

上 甲 肇 祐 ⑩

監査役

楠 美 信 泰 ⑩

監査役

山 田 雄 一 ⑩

監査役

三 田 祥 弘 ⑩

監査役

宮 城 典 子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

中小企業者向け業務に係る令和 4 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 5 年 5 月 26 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

上 甲 肇 祐 ⑩

監査役

楠 美 信 泰 ⑩

監査役

山 田 雄 一 ⑩

監査役

三 田 祥 弘 ⑩

監査役

宮 城 典 子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

信用保険等業務に係る令和 4 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 5 年 5 月 26 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

上 甲 肇 祐 ⑩

監査役

楠 美 信 泰 ⑩

監査役

山 田 雄 一 ⑩

監査役

三 田 祥 弘 ⑩

監査役

宮 城 典 子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

危機対応円滑化業務に係る令和 4 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 5 年 5 月 26 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

上 甲 肇 祐 ⑩

監査役

楠 美 信 泰 ⑩

監査役

山 田 雄 一 ⑩

監査役

三 田 祥 弘 ⑩

監査役

宮 城 典 子 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

特定事業等促進円滑化業務に係る令和 4 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 5 年 5 月 26 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

上 甲 肇 祐 ⑩

監査役

楠 美 信 泰 ⑩

監査役

山 田 雄 一 ⑩

監査役

三 田 祥 弘 ⑩

監査役

宮 城 典 子 ⑩